

佐野市外来カミキリムシ類被害木伐採費補助金について

本市では、特定外来生物のカミキリムシ類のうち、栃木県が優先対策種に選定する外来カミキリムシによる被害の拡大を防止するため、成虫の発生源となる被害木を伐採する者に対し、市が予算の範囲内で費用の一部を補助します。

1 補助金を受けることのできる方（申請者）

補助金を受けるには、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 市内に住所を有しかつ市内に存する、栃木県が優先対策種に選定する外来カミキリムシ(令和8年3月現在 クビアカツヤカミキリ ツヤハダゴマダラカミキリ)による被害木を所有又は管理する者
- (2) 自己所有又は管理する被害木の伐採等を事業者へ委託し、費用が発生した者
- (3) 県作成の「防除対策マニュアル」及び「被害木の伐採後の処置について」等に基づいて適切に実施したもの
- (4) 補助金の交付申請時において、市税の滞納がない者
- (5) 同年度に佐野市外来カミキリムシ類被害木伐採費補助金を受けていないもの
- (6) 補助金の交付は同一世帯に対し同年度に1回限りとする。
- (7) 営利法人は対象外とする。
- (8) 果樹園は対象外とする。

2 補助の対象となる経費

- (1) 被害木の伐採に要する費用
- (2) 伐採後の被害木の運搬費用
- (3) 伐採後の被害木の処分費用（チップ化、焼却）
- (4) 伐採後の被害木の燻蒸費用
※この場合、被害木の対策が完了していることから、(2)、(3)の費用は対象外となります。
- (5) 伐採後の切り株の逸出防止措置費用（ビニールシート等による被覆に限ります。）
※ビニールシート以外で被覆する場合、環境政策課に事前の確認をしてください。
※伐根やモルタルでの施工の費用は対象外となります。

(注意)

所有者等自らが伐採等を実施する場合、器具の購入費用は補助の対象外となります。

3 補助金額

補助対象経費の6分の5以内の金額(千円未満切捨て)

- (1) 個人が所有又は管理する被害木 上限 10万円
- (2) 個人以外が所有又は管理する被害木 上限 20万円
※営利法人・果樹園は対象外となります。

4 申請にあたっての注意事項

- (1) 事業計画書の受付は予算の範囲内です。額が市予算額に到達した時点で終了となります。
- (2) 提出された書類は、結果を問わず返却いたしません。
- (3) 申請書類を記入するときは、摩擦熱によりインクの色が無色に変わる筆記用具や鉛筆を使用しないでください。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の取り消しや、補助金の返還を求められることがあります。

5 申請期間・伐採期間

(1) 申請期間：様式第1号 令和8年4月1日～令和9年2月26日（但し予算に達し次第終了）
様式第3号 補助対象事業実施後～令和9年2月26日

(2) 伐採期間：

クビアカツヤカミキリ被害木：令和8年9月1日～令和9年2月26日

~~ツヤハダゴマダラカミキリ被害木：令和8年11月1日～令和9年2月26日~~

※ツヤハダゴマダラカミキリは令和8年3月現在、佐野市では確認されておりません。市内で確認され次第、本用紙の二重取り消し線を消します。

6 申請から交付までの流れ

(1) 「佐野市外来カミキリムシ類被害木伐採費補助金事業計画書（様式第1号）」を提出してください。補助対象となる経費の見積書を添付してください。

※伐根やモルタルでの施工の費用は対象外となりますので、伐根やモルタルでの施工をされる場合はその費用を除いた見積書を提出してください。

※見積書は補助対象事業に○をつけられた明細がわかるように作成を依頼してください。伐採一式や、運搬処分費を含むといったそれぞれの明細がわからない見積書は不可です。

※補助対象事業の「切断」とは伐採木を焼却施設等の定める大きさに切断するものです。

※必ず市の担当と添付書類含む提出内容の確認を済ませてから様式第1号は提出してください。

※市ホームページに今までにあった主な質問と回答を掲載しておりますのでご参照ください。

(2) 伐採予定場所へ環境政策課が現地確認をします。その際は、立ち合いが必要となります。

(3) 現地確認の結果、被害木と確認できた場合は、「佐野市外来カミキリムシ類被害木の認定に関する通知」を送付します。

(4) 様式第1号に記載いただいた事業実施期間内に補助対象事業を実施してください。

(5) 補助対象事業実施後、令和9年2月26日までに添付書類を添えて「佐野市外来カミキリムシ類被害木伐採費補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）」を提出してください。

○添付書類

①佐野市外来カミキリムシ類被害木の認定に関する通知

②被害木の伐採等に係る領収書の写し（領収日が記載されているもの）

③補助対象経費の詳細が確認できる書類

④被害木の現況写真 ア 施工前の被害状況が確認できるもの

イ 施工状況及び施工完了が確認できるもの ※写真は補助対象全て必要

⑤その他市長が必要と認める書類

(6) 書類の精査後、補助金の交付を決定した場合は、「佐野市外来カミキリムシ類被害木伐採費補助金交付決定通知書」を送付します。

(7) 交付決定通知書を送付後、1ヶ月半～2ヶ月後を目安に指定の口座に補助金を振り込みます。

○問い合わせ先

担当課：農林環境部 環境政策課（〒327-0812 佐野市町谷町206-13）

メールアドレス：kankyou@city.sano.lg.jp

電話番号：0283-20-3013

本件ホームページ URL

https://www.city.sano.lg.jp/kurashi_gyosei/kurashi_tetsuzuki/gomi_kankyo_pet/gairai/21999.html

業務時間：月曜日から金曜日の8時30分から17時15分

（ただし、正午から午後1時までを除く。）

閉庁日：土・日・祝日・年末年始

